

# くらしの情報

2019.5  
No.114

●編集・発行 さいたま市消費生活総合センター

〒330-0853 さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮6階 TEL.048-643-2239 FAX.048-643-2247

## キャッシュレス社会の注意点



さいたま市消費生活総合センター  
マスコットキャラクター  
さいたましゅこちゃん

2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2025年の大阪万博などを控えキャッシュレス化が推進されるなか、支払方法が多様化・複雑化し、よく理解しないでキャッシュレス決済したことが悪質業者に利用され消費者トラブルにつながる、というケースも多くなっています。

以下の各支払方法の説明を参考に、消費者トラブルのリスクにご注意ください。

### クレジットカード



**概要** クレジットカードを専用端末に通し、必要に応じて暗証番号の入力や署名のうえ支払うもの。

**注意** 購入内容や支払い先、解約・返金条件などを慎重に確認のうえ支払う。

### プリペイドカード



**概要** プリペイドカードを専用端末に通すか、プリペイドカードに記載の番号を専用サイトに入力し支払うもの。

**注意** 架空請求詐欺が多いため、プリペイドカードでの支払いを指定されたら疑う。

**注意** プリペイドカードの記載番号を他人に教えない。

### 電子マネー



**概要** 電子マネーサービスのカードやスマートフォンを専用端末にかざして支払うもの。

**注意** 電子マネーサービスのカードの記載番号を他人に教えない。

### 銀行振込



**概要** 指定口座宛に銀行口座から送金し支払うもの。

**注意** 通信販売詐欺が多いため、個人口座への事前振込での支払いを指定されたら疑う。

### スマートフォンキャリア決済



**概要** 携帯電話の通信料などと合算し支払うもの。

**注意** スマートフォンの暗証番号を他人に教えない。

**注意** 必要に応じてキャリア決済の上限額を設定する。

### QRコード決済



**概要** 利用店舗のQRコードをスマートフォンで読み取るか、スマートフォンのQRコードを専用端末に読み取らせることで支払うもの。

**注意** 利用店舗のQRコードに偽シールが貼られてないかなど確認する。

**注意** スマートフォン盗難対策で暗証番号ロックなどを検討する。

## 対応のポイント

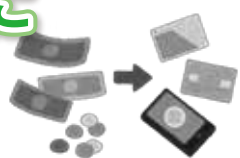
① 購入内容、支払い先、解約・返金条件などを慎重に確認のうえ支払う!

② カード番号や暗証番号などの情報は漏らさない!

③ 利用しない決済サービスは解約するなど整理し、不正利用の種を摘む!

困った時や不安に感じた時には、消費生活センターに相談しましょう(裏面案内参照)。

## さいたま市消費者フォーラム これから訪れる キャッシュレス社会を 生きぬくために



- 日時：令和元年5月25日(土)  
10時00分～15時30分
- 会場：浦和コミュニティセンター第15集会室  
(コムナーレ9階)
- 問合せ・申込み：市内在住・在勤の方。電話又はFAXで住所・氏名・電話番号を消費生活総合センターまで。  
TEL: 048-643-2239  
FAX: 048-643-2247

### ①講演会(参加無料)

テーマ「これから訪れるキャッシュレス社会を生きぬくために」  
講師：長谷川 恭男 氏(山本国際コンサルタンツパートナー)  
(消費者決済研究所代表)  
(明治学院大学法学部講師)

時間：10時00分～12時00分  
定員：100人(保育有5人(1歳以上の未就学児))

※要申込み 先着順(5月8日(水)受付開始)

### ②健康チェック(自由参加)

骨密度測定やフレイルチェックなど  
時間：12時30分～13時30分

### ③交流会(自由参加)

講演の感想や考えたことなどの自由な意見交換会  
時間：13時30分～15時30分

### ④パネル展示

消費者団体の取組みなどの展示

### ●消費生活トピックス●

## 元号改正に伴う便乗商法に注意!



本年5月1日をもって「平成」から元号が改正されました。  
元号改正に伴う高額な記念アルバム・カレンダーの電話勧誘販売、送り付けなどの悪質商法にご注意ください。  
また、元号改正に伴う法改正でキャッシュカードを変更する必要がある、などと銀行をかたる通知が届き、口座番号や暗証番号を記載し手元のキャッシュカードと返送してしまった、といった消費者トラブルもあるので、ご注意ください!

### 消費者行政の推進について(市長からのメッセージ)

消費生活におけるトラブルは、近年多様化・複雑化が進み、解決困難な事例も多くみられます。市民のみなさまが商品やサービスの契約でトラブルにあった際などには、さいたま市消費生活総合センターにご相談ください。専門の消費生活相談員が、相談者のみなさまと共に考え、解決に向けてお手伝いをさせていただきます。

本市では「さいたま市消費生活基本計画」に基づき、市民の消費生活の安定と向上のため、各施策を総合的かつ計画的に推進しております。今後もこれを積極的に進めることで、さいたま市に住んでいることが誇りに思えるようなまち、「しあわせ実感都市 選ばれる都市」を実現してまいります。

さいたま市長 清水 勇人

## 消費生活相談窓口

※2019年4月29日(月)～5月6日(月)は本市センターは開所しません。  
上記期間中は国民生活センター(局番なしの「188」)にご相談ください。

**消費生活総合センター**  
JACK大宮6階

消費生活総合センター  
☎048-645-3421(相談窓口)  
相談受付 月曜～土曜日  
相談時間 午前9時～午後5時  
※受付は午後4時30分まで

**浦和消費生活センター**  
コムナーレ9階

浦和消費生活センター  
☎048-871-0164(相談窓口)  
相談受付 月曜～土曜日  
相談時間 午前9時～午後5時  
※受付は午後4時30分まで

**岩槻消費生活センター**  
岩槻区役所3階

岩槻消費生活センター  
☎048-749-6191(相談窓口)  
相談受付 月曜～金曜日  
相談時間 午前9時～12時 午後1時～5時  
※受付は午後4時30分まで

日曜日の電話相談 午前9時～午後4時 ☎048-645-3421

※祝休日、年末年始 除く

(お問い合わせ)さいたま市消費生活総合センター TEL 048-643-2239 FAX 048-643-2247

[ホームページ](#)

[さいたま市消費生活総合センター](#)

[検索](#)



このくらしの情報は、2,000部作成し、1部当たりの印刷経費は32円です。